

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月24日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第65号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
(略)				
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
<u>三浜文化会館</u>	<u>文化振興課長</u>			
小学校	校長		校長が指名した学校事務員	校長が指名した学校事務員
(略)				

改正前

別表第 1（第 4 条の 3 及び第 4 条の 5 関係）

(略)				
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
小学校	校長		校長が指名した学校事務員	校長が指名した学校事務員
(略)				

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(会計管理室)